

23—00 P U D T

代理人一般

1. 代理の意義

代理とは、他人（代理人）の独立の行為（意思表示）によって、本人が直接にその法律効果を取得する制度である。

2. 代理人の能力

民法上では代理人は行為能力者（行為能力の制限を受けない者）であることを必要としない（[民 § 102](#)）と規定されているが、特許に関する手続については、特許法において、未成年者、成年被後見人は、法定代理人によらなければ手続できない（[特 § 7①](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）と規定していることからみて、行為能力の制限を受ける者が代理人となることは好ましくない。

もし、無能力者が代理人として手続したときは、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないとして改任を命じる（[特 § 13②](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）ことができると考えられる。

3. 代理権

(1) 発生原因

ア 任意代理人（→[23—02](#)）

（ア）委任による代理人（→[23—02](#)）

（イ）特許管理人（→[23—04](#)）

（ウ）指定代理人（→[23—03](#)）

任意代理人の代理権は、本人、代理人間の授權行為により発生する。

イ 法定代理人（→[23—01](#)）

（ア）一定の地位にある者が法律上当然に法定代理人となるときは、その当該法規が代理権発生の原因である（[民 § 818](#)、[§ 840](#)）。

（イ）裁判所が決定し、選任し又は遺言者が指定したときには、この選任、

法定又は指定の行為が代理権発生の原因である（[民 § 25](#)、[§ 26](#)、[§ 841](#)、[§ 918](#)、[§ 943](#)、[§ 952](#)、[§ 1010](#)、[§ 839](#)、[§ 1006](#)）。

(2) 範囲

ア 任意代理人

(ア) 委任による代理人

授權の内容によって定まる。ただし、特別の授權を得なければ、出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、特許出願等に基づく優先権の主張（[特 § 41](#)①、国内優先権の主張）若しくはその取下げ、実用新案登録に基づく特許出願（[特 § 46 の 2](#)①）、出願公開の請求、特許権の放棄、拒絶査定不服の審判若しくは意匠、商標登録出願における補正却下の不服の審判の請求又は復代理人を選任することができない（[特 § 9](#)、[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②）。

(イ) 特許管理人

特別授權（[特 § 9](#)）を含む一切の手續及び特許法又は特許法に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない（[特 § 8](#)②、[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②）。

(ウ) 指定代理人

授權の内容によって定まる。

イ 法定代理人

それぞれの法定代理人についての規定により定まる（例えば、[民 § 28](#)、[§ 824](#)、[§ 859](#)、[特 § 7](#)③、[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②）。

(3) 消滅

ア 任意代理人（→[23—02](#) の 2. ）

イ 法定代理人（→[23—01](#) の 3. ）

(4) 無権代理（→[23—07](#)）

代理人と称して行為をする者が正当なる代理権を有しないとき。

4. 代理行為

- (1) 本人のためにする意思があること。
- (2) 代理意思の表示があること。
- (3) 代理人自身の法律行為であること。

5. 双方代理

双方代理とは、ある法律行為の当事者双方の代理人となることをいい、特許（商標登録）異議申立事件、審判請求事件において、双方代理は原則として不適法である。なお、双方代理は民法の規定でも禁止されている（[民 § 108](#)）。

当事者の指摘等により、この点が問題となったときには、これについて審理し、そのような事実が判明すれば不適法な申立て、請求として決定、審決をもって却下する（[特 § 135](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 43 の 14](#)①、[§ 56](#)①、[§ 68](#)④）。

（注） 弁理士法との関係において、弁理士及び弁理士法人が業務を行ってはならないと規定された「受任している事件の相手方からの依頼による他の事件」（[弁理 § 31](#) 三及び [§ 48](#)①三）には、特許（商標登録）異議申立事件、審判請求事件及び審決取消訴訟事件が含まれると解され、この規定に違反してなされた手続は、当事者適格を判断する以前に、無効な手続となると解され、当然不適法な申立て、請求となる。

しかし、相手方が異議を述べない場合は、手続を進めても問題はないと解されることから、特許庁側から当事者に対して、弁理士法違反について積極的に意見を求める必要はなく、一方当事者が申し立ててきた時点で審尋等の手続をとり、弁理士法違反の事実があるか否かを審理すれば足りる。

（参考）[最一小判昭 44. 2. 13（昭 43（行ツ） 78 号）](#)

[東高判平 4. 9. 16（平 4（行ケ） 32 号）](#)

6. 共同代理

共同代理とは、数人の代理人が共同してのみ代理権を行使できる代理をいう。ただし、特許に関する手続については、その手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては各人が本人を代表する（[特 § 12](#)、[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②）。

23—01 P U D T

法定代理人

1. 法定代理人とは、代理権が直接法律規定によって与えられる代理人をいう。

2. 法定代理人の種類(注)

(1) 親族、身分によって法律上当然なるとき

ア 親権者 ([民 § 818](#))

イ 法定後見人 ([民 § 840](#))

(2) 裁判所が選任するとき

ア 不在者の財産管理人 ([民 § 25](#)、[§ 26](#))

イ 選定後見人 ([民 § 841](#))

ウ 相続財産管理人 ([民 § 918](#)、[§ 943](#)、[§ 952](#))

エ 遺言執行者 ([民 § 1010](#)、[§ 1015](#))

(3) 一定の指定権者の指定によるとき

ア 指定後見人 ([民 § 839](#))

イ 指定遺言執行者 ([民 § 1006](#)、[§ 1015](#))

3. 法定代理権

(1) 発生、消滅

代理権の発生、消滅は、民法などの定めに従うのを原則とするが、その消滅は民事訴訟法 ([民訴 § 36](#)①) の例にならって相手方に通知するのが望ましい。

法定代理人が死亡し又は代理権を失ったときは手続は中断する ([特 § 24](#)、[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②→[民訴 § 124](#)①三)。

なお、法定代理権の消滅理由としては、

ア 本人又は法定代理人の死亡、法定代理人の破産又は代理人が後見開始の審

判を受けたとき（[民 § 111①](#)）。

イ 後見人の辞任、選任、解任（[民 § 844](#)、[§ 845](#)、[§ 846](#)）
などがある。

(2) 範囲

法定代理権の範囲は民法などにより決まる。

〔例〕親権を行う者は、子の財産を管理し、また、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない（[民 § 824](#)）。

なお、法定代理人は、その責任をもって復代理人を選任することができる（→[23—05](#)）。

（改訂 H27. 2）

23—02 P U D T

任意代理人（委任による代理人）

1. 意義

任意代理人とは、本人の信任を受けて、つまり本人の意思に基づいて代理人となるものである。

したがって、任意代理人は「委任による代理人」のみではなく、委任契約以外の事務処理契約（例えば、組合契約、雇用契約）による代理人も含まれる。

なお、特許管理人（→[23—04](#)）、指定代理人（→[23—03](#)）も任意代理人に含まれると解されるが、本節（[23—02](#)）では委任による代理人を扱う。

2. 代理権

(1) 発生

代理権は、本人が他人に代理権を授与したときに発生する。

(2) 消滅

代理権は、本人の解任があったときは当然消滅するが、民法上に規定する代理権の消滅事由（[民 § 111](#)①）とは異なり、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受諾者の信託の任務終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によっては、消滅しない（[特 § 11](#)、[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②）。

それは、[民 § 111](#) の理を貫くときは代理人が本人の死亡を知らないでした手続は無効となり、また、急速を要する手続もこれを行うことができないこととなり、本人の相続人に不測の損害を与えることになるばかりでなく、審査、審判の諸手続の進行にも支障が生じることとなるからである。

したがって、産業財産権法では規定を設け代理権の不消滅を規定している（[特 § 11](#)、[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②）。

(3) 範囲

日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有する者が特許庁に対し、出願、請求その他の手続をするために委任した代理権は、出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立の取下げ、特許出願等に基づく優先権の主張（[特 § 41](#)①、国内優先権の主張）若しくはその取下げ、実用新案登録に基づく特許出願（[特 § 46 の 2](#)①）、出願公開の請求、特許権の放棄、拒絶査定不服審判（[特 § 121](#)①、[意 § 46](#)①、[商 § 44](#)①、[§ 68](#)④）、若しくは意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判（[意 § 47](#)①、[商 § 45](#)①、[§ 68](#)④）の請求又は復代理人（→[23—08](#)）の選任については、特別の授權を必要とする（[特 § 9](#)、[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②）。

なお、本人死亡後の代理人の代理行為は、その権利の承継人のためにするものといわなければならない。

3. 復代理人選任の権限（復任権）

指定遺言執行者は、遺言者の任意代理人として復任権（→[23—05](#) の 1. (2)）を定めている（[民 § 1016](#)）。

（改訂 H24. 3）

23—03 P U D T**指定代理人**

1. 指定代理人とは、国や行政庁等を当事者とする手続に行政庁等から指定されて手続を行う職員をいう。
2. 指定代理人の代理権は、国や行政庁から指定又は選任により発生し、指定解除、解任により消滅する。
3. 審決等取消訴訟における指定代理人について（→[80—01](#)）

（改訂 H14. 10）

23—04 P U D T

特許管理人

1. 意義

特許管理人の制度は、特許制度における手続の時間的効果が問題となることが多く、かつ、これが時間的制約のもとに進行するため、在外者（日本国内に住所又は居所、法人にあっては営業所を有しない者）にあっては地理的若しくは時間的障害が生じることから、その手続を日本国内に住所又は居所を有する代理人によることを強制することにより、手続の円滑な進行を図ろうとするものである。

在外者は、特定の場合を除き、特許管理人（在外者の特許に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有する者）によらなければ、手続をし、又は特許法若しくは特許法に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない（[特 § 8①](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）。

この特定の場合とは、特許管理人を有する在外者（法人にあってはその代表者）が日本国に滞在している場合に限られる（[特施令 § 1](#)）。

2. 権限

特許管理人は特別授權（[特 § 9](#)）を含む一切の手続及び特許法又は特許法に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない（[特 § 8②](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）。

したがって、代理権の範囲に制限を設けられていないときは、特許管理人は一切の手続について代理権がある。

また、平成 8 年特許法の一部改正により特許管理人の選任等についての登録制度が廃止され、出願中に特許庁に提出された代理権を証明する書面において、

委任事項に登録後についての授權（代理権の範囲に制限を設けていないときも含む）があれば登録後の手続及び特許権に関する手続においても代理権を有している。

3. 特許管理人が死亡したとき（→[23—11](#)）

（改訂 H27.2）

23—05 P U D T

復代理人

1. 定義

- (1) 復代理とは、代理人が自分の権限内の行為を行わせるため、自分の名で更に代理人を選任して本人を代理させることであり、代理人によって選任された代理人を復代理人という。
- (2) 復代理人を選任する権限（復任権）は、当然には代理権の一部ではなく、本人の許諾又は直接法律の規定によって付与される別個の権限である。

2. 復代理人選任の権能

(1) 権能

ア 任意代理人

任意代理人は、特別の授権がなければ復代理人を選任することができない（[特 § 9](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）。

なお、民法上では原則として任意代理人は、本人の許諾を得たとき又は止むを得ない事由がなければ復代理人を選任できない（[民 § 104](#)）と規定されている。

イ 法定代理人

法定代理人は、本人の意思に基づかずに代理人となったものであり、その権限も一般に広汎で辞任も自由ではなく、本人に許諾の能力のない場合も多いので、法定代理人は常に復任権を有し、その責任をもって復代理人を選定することができる（[民 § 105](#)）。

ただし、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない（[特 § 7③](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）。

3. 復代理権の消滅

復代理権の消滅は、[特 § 11](#)（[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）の規定により消滅しないときを除き[民 § 111](#)による一般的消滅原因、又は、代理人、復代理人に対する委任若しくは授權の解除若しくは取消によっても消滅する。

特許手続は、民事訴訟法上の訴訟手続に類するものと考えられるため、復代理人を選任した代理人の死亡の場合には、復代理人の代理権は消滅しないものと解される（→方式審査便覧 02. 26）。また、代理人が辞任し又は解任された場合の復代理人の代理権も、同様の観点から、当然には消滅しないものと解される。

4. 本人による解任

復代理人は、本人及び第三者に対して代理人と同一の権利義務を有し（[民 § 106②](#)）、復代理人といえども委任の本旨に従い善管注意義務（[民 § 644](#)）を負うことから、本人は復代理人をも解任できると解される（→方式審査便覧 02. 26）。

5. 復代理人の権限

復代理人はその権限内の行為について本人を代表し（[民 § 106①](#)）、本人及び第三者に対して代理人と同一の権利義務を有する（[民 § 106②](#)）。

6. 復代理人の死亡（→[23—11](#)）

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

23—06 P U D T

保佐人

1. 保佐人とは、被保佐人（注）の保護機関をいう。

被保佐人が産業財産権に関し手続をするには、保佐人の同意（[特 § 7②](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）を得てその同意書を提出する必要がある（[特施規 § 6](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)）。

被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、保佐人の同意を得て追認することができる（[特 § 16③](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）。したがって、被保佐人が手続をするにあたって、代理人を選任する場合は、代理人の選任についても保佐人の同意を要するものと解される。

（注） 被保佐人とは、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた精神上的の障害に因り事理を弁識する能力が著しく不十分な者。

2. 審判請求書には、保佐人の表示は必要なく、表示されているときであっても、特許庁から発する文書には保佐人の表示をしない。

（改訂 H17. 7）

23—07 P U D T

無権代理

1. 代理権のない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人（→[23—01](#)）が追認することができる（[特 § 16②](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）。
- (1) 手続をする者の代理人の代理権を証明するときは、書面をもって証明しなければならない（[特施規 § 4 の 3](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22 ①](#)）。
- (2) 代理人による手続であって代理権を証する書面（以下「委任状」という。）の添付がないとき、委任状に記載してある本人の氏名が異なるときなどは、無権代理とみなされる。
- (3) この場合は、補正を命じ正しい委任状を提出させ（→[21—00](#)）、正しい委任状が提出されたときに本人の追認がされたこととなる。
- (4) もし、追認がされなかったときは、決定をもってその手続を却下する（[特 § 133③](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)、→[21—03](#)の一覧表）。

(改訂 R2. 12)

23—08 P U D T

代理人の有無と審判手続

1. 代理人のある場合

- (1) 代理権を証する書面（[特施規 § 4 の 3](#)、[実施規 § 23](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22](#)）（以下「書面」という。）の有無を確認し、その書面が適正でない場合又は書面を欠く場合には、その補正を命じる（[特 § 17③](#)、[§ 133②](#)、[実 § 2 の 2④](#)、[§ 41](#)、[意 § 52](#)、[§ 68②](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)、[§ 77②](#)）。
- (2) 任意代理人及び後見監督人がある場合の法定代理人は、補正の有無にかかわらず適正な書面を欠くときは、その代理人は無権代理人となる（→[23—07](#)）。
- (3) 代理人の能力（→[23—00](#)）、委任能力の有無については、あまり詮索することなく、特に当事者の攻撃防御の間においてその有無が争われることになったときに限り、職権で調査し、判断すればよい。

2. 必要な代理人のいない場合

- (1) 日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者（在外者）の場合

ア 在外者が特許管理人（→[23—04](#)）によらないで手続をしたときは、その手続は不適法なものとして却下する（[特 § 18 の 2](#)、[§ 133 の 2](#)、[§ 135](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[§ 68②](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)、[§ 77②](#)）。

イ 審判被請求人が在外者であるとき

（ア）審判（特許（商標登録）異議の申立て）関係書類を送達（送付）するときまでに、当該事件の特許出願又は[特 § 121①](#)の審判請求の手続で提出された委任状若しくは特許権者から代理人選任届等の提出がされている場合には、代理人選任届等に添付された委任状（移転登録申請書の手続に添付された委任状も含む。）を確認して、特許（実用新案、意匠、商標）権に

関する言及があるときは、その関係書類を最新の特許管理人あてに送達（送付）する。

（イ）上記（ア）以外るとき又は委任状が提出されていないときは、当該事件の特許出願又は[特 § 121](#)①の審判請求の特許管理人若しくは移転登録申請の手續の特許管理人であつた者に対し当該事件の受任の意思確認を行う。受任のないときは、権利者に関係書類を送付するとともに、以後の手續は特許管理人によらなければならない旨を通知する（→[23—10](#)）。

（2）未成年者、成年被後見人、被保佐人などの場合

ア 未成年者、成年被後見人が法定代理人によらないで手續をしたときは、法定代理人選任の補正を命じる（[特 § 7](#)①、[§ 133](#)②、[実 § 2 の 5](#)②、[§ 41](#)、[意 § 52](#)、[§ 68](#)②、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④、[§ 77](#)②）。ただし、未成年者であっても、本人が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

イ 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手續は、保佐人の同意書の提出を命じる（[特 § 7](#)②、[§ 133](#)②、[特施規 § 6](#)、[実 § 2 の 5](#)②、[§ 41](#)、[実施規 § 23](#)①、[意 § 52](#)、[§ 68](#)②、[意施規 § 19](#)①、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④、[§ 77](#)②、[商施規 § 22](#)①）。

ウ 法定代理人が手續したときであっても、後見監督人があるときは、その同意書の提出を命じる（[特 § 7](#)③、[§ 133](#)②、[特施規 § 6](#)、[実 § 2 の 5](#)②、[§ 41](#)、[実施規 § 23](#)①、[意 § 52](#)、[§ 68](#)②、[意施規 § 19](#)①、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④、[§ 77](#)②、[商施規 § 22](#)①）。

エ ア～ウの補正命令に応じないときは、決定をもってその手續を却下する（[特 § 133](#)③、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)①、[§ 68](#)④、[§ 77](#)②）。

（改訂 H27. 2）

23—09 P U D T

代理権を証明する書面

1. 出願の放棄、取下げのような請求人にとって不利益となる手続や代理人の選任・変更等の届出のような手続に限り、代理権の存否、範囲に関する争いが生じる可能性があることから、代理人がこのような手続を行うときは代理権を証明する書面を提出する（[特施規 § 4 の 3](#)、[特登施規 § 13 の 5](#)）。

審判長は、[特施規 § 4 の 3](#)①、③の規定にかかわらず、代理人がした手続について必要があると認めるときは、代理権を証明する書面の提出を命じることができる（[特施規 § 4 の 3](#)④）。

2. 手続の種類

(1) 審判において委任状を必要とする手続

ア [特 § 9](#)に規定する特別の授権の証明（[特施規 § 4 の 3](#)①、[実施規 § 23](#)①、[意施規 § 19](#)①、[商施規 § 22](#)①）

イ 法定代理権の証明（[特施規 § 4 の 3](#)①、[実施規 § 23](#)①、[意施規 § 19](#)①、[商施規 § 22](#)①）

ウ 手続の途中、特許付与後における代理人の選任・変更等の届出（中途受任）（[特施規 § 4 の 3](#)②、[実施規 § 23](#)①、[意施規 § 19](#)①、[商施規 § 22](#)①）

エ 代理人の選任等の届出をすることなく、出願時の代理人と異なる代理人により行われる中間手続（[特施規 § 4 の 3](#)③、[実施規 § 23](#)①、[意施規 § 19](#)①、[商施規 § 22](#)①）

オ 特許を受ける権利の承継の届出、手続の受継の申立て（[特施規 § 4 の 3](#)①一、二）

カ 判定の請求（[特施規 § 4 の 3](#)①六、[実施規 § 23](#)①、[意施規 § 19](#)①、[商施規 § 22](#)①）

キ 特許異議の申立て（[特施規 § 4 の 3](#)①九）

- ク 商標登録異議の申立て（[商施規 § 22①](#)）
 - ケ 意見書（[特 § 120 の 5①](#)、[§ 174①](#)、[商 § 43 の 12](#)、[§ 60 の 2①](#)、[§ 68④](#)、[§ 68⑤](#)）の提出（[特施規 § 4 の 3①十一](#)、[商施規 § 22①](#)）
 - コ 審判（拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判を除く）の請求（[特施規 § 4 の 3①十二](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)）
 - サ 答弁書（[特 § 71③](#)、[実 § 26](#)、[意 § 25③](#)、[商 § 28③](#)、[特 § 84](#)、[§ 92⑦](#)、[§ 93③](#)、[実 § 21③](#)、[§ 22⑦](#)、[§ 23③](#)、[意 § 33⑦](#)、[特 § 134①](#)、[実 § 39①](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[特 § 174③](#)、[意 § 58④](#)、[商 § 61](#)）の提出（[特施規 § 4 の 3①八](#)、[十三](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)）
 - シ 参加（[特 § 119①](#)、[§ 148①](#)、[③](#)、[§ 174①](#)、[③](#)、[実 § 41①](#)、[§ 45①](#)、[意 § 52](#)、[§ 58④](#)、[商 § 43 の 7](#)、[§ 56](#)、[§ 61](#)）の申請（[特施規 § 4 の 3①十](#)、[十四](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)）
 - ス 証拠保全の申立て（[特施規 § 4 の 3①十五](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)）
 - セ 再審の請求（[特施規 § 4 の 3①十六](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)）
 - ソ 微生物の寄託についての受託番号の届出（[特施規 § 4 の 3①十七](#)）
 - タ 商標権の存続期間の更新登録の申請（商品及び役務の区分数を減じて申請する場合に限る。）（[商施規 § 22①](#)）
 - チ 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願（[商施規 § 22①](#)）
 - ツ 書換登録の申請（[商施規 § 22①](#)）
 - テ 特例法における氏名（名称）、住所（居所）、包括委任状の提出等（[特例法施規 § 5①](#)）
 - ト 特例法における識別番号付与の請求、入出力装置の届出、予納の提出等（[特例法施規 § 5①](#)）
 - ナ 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（現金手続省令）の § 3 の 2①の規定による識別番号付与の請求等
- (2) 委任状を必要としない手続
- ア 早期審理の事情説明書の提出
 - イ 刊行物等提出書（[特施規 § 13 の 2](#)、[§ 13 の 3](#)）の提出

3. 代理権を証明する書面

(1) 法定代理人

ア 未成年者の法定代理人の代理権を証明する書面は、本人の戸籍謄本（抄本）、住民票及び法定代理人の住民票

イ 成年被後見人の法定代理人の代理権を証明する書面は、後見登記に関する登記事項証明書（後見登記がされていないときは、本人の戸籍謄本（抄本）、住民票及び法定代理人の住民票）

なお、後見人が法定代理人の場合において、後見監督人があるときは、その者の同意書及び住民票

(2) 任意代理人

ア 委任による代理人、特許管理人

委任状(注)

(注) 委任状（写しの提出も許容）には、事件を特定した個別の委任状と、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない委任状（包括委任状）とがあり、包括委任状で代理権の証明をするときは、当該包括委任状を援用する旨の表示をしなければならない（[特施規 § 9 の 3①](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)、[特例法施規 § 6①④](#)）。

イ 指定代理人

指定書

4. 代理権の範囲

(1) 法定代理人（→[23—01](#)）、特許管理人（→[23—04](#)）、指定代理人（→[23—03](#)）については、それぞれ、民法、特許法などで規定されている。

(2) 委任による代理権を証明する書面としての委任状で代理権の範囲を示すときは、「何某氏を代理人として下記事項を委任する」と委任する代理人の氏名を記載し、次に委任事項として「事件番号」「〇〇に関する件」と記載して委任すべき事項を特定する。

委任状が提出されている出願の代理人の代理権については、委任状に特許

権（実用新案権、意匠権、商標権）に関する手続についての言及があれば、代理人の代理権の範囲に特段の制限を設けたときを除き、権利消滅まで継続しているので、改めて委任状を提出することなく、特許（商標登録）異議の申立て及び無効審判、訂正審判、商標取消審判等の権利者の代理人として手続ができる。

なお、出願の取下げ、特許権の放棄、拒絶査定不服審判請求、意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判請求又は復代理人の選任など特別の授權を要する事項（[特 § 9](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）をも併せて委任するときは、委任状にその旨を明記する。

5. 委任文言とその範囲の解釈

(1) 「審判」の解釈

査定系審判請求事件における委任状の扱いについて、原審において提出された委任状に「審判」の文言の記載があるとき、審判部においては「審判請求に関する事項」も委任しているものとする。

(2) 「参加申出」の解釈

参加の申出を委任すれば、参加決定後の攻撃防御の代理委任をも受けているとする。

(3) 「口頭審理への出廷陳述」の解釈

口頭審理における陳述のみで、以後の代理については委任がないものとする。

(4) 「その他」「その他一切」の解釈

本人の不利益行為、例えば、出願の取下げ、請求の取下げ、権利の放棄などは含まないとする。

在外者の特許管理人（→[23—04](#) の 2. ）のときは、特別の授權を要しない。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない（[特 § 8②](#)）。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

23—10 P U D T

特許管理人のない場合の手続

1. 特許管理人によらないで手続をした場合

(1) 請求人の場合

国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）の手続は特許管理人によらなければならない（[特 § 8①](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)）から、特許管理人によらないで手続をした場合は審決により却下する（[特 § 135](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）。

(2) 被請求人の場合

在外者は、特許管理人によらなければ手続を進めることができない点は(1)と同様である。

(3) 特許管理人が審判請求後に死亡（→[23—11](#)）、その他によって存在しなくなった場合も前記(1)、(2)と同様に取り扱う。

ただし、死亡、辞任、解任等により特許管理人が存在しなくなった場合は特許管理人の選任をする機会を与え、新たな特許管理人を選任させるべきである。

(4) 在外者が特許管理人によらないでした手続は、前記(1)、(2)によるが、特許庁から請求人、被請求人に対し、直接通知等を送付することはできる。

なお、除斥又は忌避の申立て（→[59—01](#)～[59—05](#)）ができないことは明らかである。

2. 特許管理人のない場合の当庁側の手続については、以下の点に留意する。

(1) 代理権を証する書面（以下「委任状」という。）が提出されていない特許権に対し審判の請求（特許（商標登録）異議の申立て）がされたときは、特許管理人であった者に対し、特許管理人として受任するか否かを確認する（様式1）。

特許管理人として受任する旨の回答又は代理人受任届の提出があった場合

は、特許管理人に対し、受任できない旨の回答があった場合は、権利者に対し、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）する。

(2) 委任状が提出されてはいるが、[特 § 8](#)②ただし書の規定により特許（実用新案、意匠又は商標）権に関する手続に制限を設けているときは、権利者に対し、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）する。

(3) 特許管理人が選任されていない場合は、審判官及び審判書記官の氏名通知（→[12—01](#)）、書面審理通知（→[32—01](#)）、審理終結通知（→[42—00](#)）などは、その次に発送する決定、審決などの送達（送付）する書類（→[17—01](#)）と一括して発送する。

(4) 審決（特許（商標登録）異議の申立てについての決定）は、訳文を添付しないでそのまま発送することができる。

3. 書類の発送については次の点に留意する。

(1) 特許管理人のない在外者には、航空扱いとした書留郵便等（書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるものをいう）に付して発送する（[特 § 192](#) ②、[実 § 55](#)②、[意 § 68](#)⑤、[商 § 77](#)⑤）。

(2) 書類等を(1)により発送したときは、発送の時に送達があったものとみなされる（[特 § 192](#)③、[実 § 55](#)②、[意 § 68](#)⑤、[商 § 77](#)⑤）。

4. 権利者に対し審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）するとき（→2. (1)、(2)）は、「当該審判請求に対し被請求人として手続を進めるときは、[特 § 8](#)（[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②）により特許管理人を選任し、以後の手続はすべて特許管理人によらなければならない」との意味の英文（様式2）を添付する。

（改訂 R5. 12）

（改訂 R7. 11）

様式1 (特許無効審判の例)

特許管理人の選任届等の依頼

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇国際特許事務所

〇 〇 〇 様 電 話 (03)〇〇〇〇-〇〇〇〇

送信枚数 〇〇枚

特許庁審判部審判課第〇担当(審判書記官室)
記

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号

権利者 住所
名称 〇 〇 〇 〇

無効20XX-800〇〇〇

上記の特許権に対して、令和〇〇年〇〇月〇〇日に無効審判請求がされました。

つきましては、貴方が設定登録時の代理人であったので、その選任(受任)届等を依頼します。

なお、必ず特許権者に特許法第8条により管理人によらなければ審判の手続きをすることができないことを説明し、特許管理人受任の回答をこの通知の到達後〇〇日以内に審判課第〇担当(審判書記官室)あてに電子メール等(別紙の用紙)によって送付願います。

また、特許管理人受任の回答の場合には、この回答と併せて特許管理人の選任(受任)届等の提出をしてください。〇〇日以内に特許管理人の選任(受任)届等がない場合には、審判請求書副本を権利者あてに直送いたします。

注) 不明な点がありましたら特許庁審判部審判課第〇担当(審判書記官室)までご連絡ください。

電 話 (03)3581-1101 (内線) 〇〇〇〇

メールアドレス XXXX@jpo.go.jp 担当〇〇〇〇

特許管理人の選任届等の依頼に対する回答

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁審判部審判課第〇担当(審判書記官室) 〇〇〇〇あて

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号

無効20XX-800〇〇〇

識別番号 電話 (03)〇〇〇〇-〇〇〇〇
 特許管理人氏名 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) 〇 〇 〇 〇

記

該当番号を○で囲んでください。

1. 上記の件について受任します。
2. 上記の件について受任できません。

受任する場合

特許管理人の選任(受任)届等の提出をお願いします。

なお、「代理権を証明する書面」は、新たに書面(委任状)を添付するか、もしくは既に提出済みのもの(委任状)又は包括委任状を援用してください。

受任できない場合

権利者に直接送付するに当たり、貴事務所において把握されている最新の名称及び住所をお知らせいただきますようお願いいたします(名称及び住所のアルファベット表記及び訳文)。

()

様式 2

Japan Patent Office
3-4-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku
Tokyo, Japan, 100-8915

November 21, 2014

To : ○○○○○ (特許権者)

Dear Sir/Madam:

The Japan Patent Office hereby notifies you that a request to hold a trial for patent invalidation has been filed against your patent No. ○○○○○. As a result of this request being filed, you are required to submit to the Japan Patent Office your response in writing, in duplicate, against the request within ninety (90) days from the date on which this notice was sent.

In submitting your response in writing, however, you first will need to designate a representative domiciled or residing in Japan, who is a qualified patent administrator such as a patent attorney, as defined in Article 8 of the Patent Law of Japan. Only your qualified patent administrator will be authorized to deal with the Japan Patent Office and conduct the necessary procedures on your behalf.

Please note that the Japan Patent Office is unable to extend the deadline for you to submit your response in writing, unless you can prove any specific and reasonable grounds for the need to extend the deadline.

Yours faithfully,

Chief Administrative Judge

(訳文)

日本国特許庁

日本国東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3

日付

〇〇〇〇〇 (特許権者) 様

あなたの特許第〇〇〇〇〇〇〇号を無効とする審判請求に関して、あなたは特許庁からのこの通知の発送日から 90 日以内に副本とともに答弁書を提出することを求められております。

答弁書を提出するときは、特許法第 8 条に規定されている日本国内に住所または居所を有する代理人（すなわち特許管理人）を選任し、あなたに代わって、その代理人により必要な手続をなさなければなりません。

なお、期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由を証明できないかぎり、この期間の延長はできないことに注意してください。

敬具

特許庁審判長

23—11 P U D T

代理人死亡の場合の取扱い

1. 代理権は、代理人の死亡によって消滅する（[民 § 111](#)①二）ので、審判請求後に当該事件の代理人が死亡したのちにされる審決又は決定には、請求人又は被請求人の氏名及びその住所又は居所のみを記載し、死亡によって代理権の消滅した代理人の氏名及び住所又は居所は記載しない。

2. 代理人死亡の場合の手続

(1) 法定代理人が死亡したときは、法定代理人又は能力を有するに至った当事者（→22）がその手続を受継ぐまで中断（→[26—01](#)）する（[民訴 § 124](#)①三、[特 § 24](#)、[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②で準用）。

(2) 任意代理人が死亡したときは、以後当事者に対して手続を行う。

ただし、特許管理人（→[23—04](#)）の場合は、在外者は特許管理人によらなければ手続を行うことができない（[特 § 8](#)①、[実 § 2 の 5](#)②、[意 § 68](#)②、[商 § 77](#)②）ので、直接当事者に送付するとともに特許管理人を選任するよう通知する（→[23—10](#)）。

(3) 復代理人が選任されている場合

復代理人の代理権は、代理人の死亡によって消滅しない。ただし、本人が復代理人を解任することは妨げない。

ア 民事訴訟法においては、訴訟の円滑、迅速な運行という訴訟代理の目的等に照して、訴訟代理人が死亡しても、当然には復代理人の代理権は消滅しないものと解されている。

イ そこで、特許の手続は、出願、審査、審判等一連の流れにおいて行われ、訴訟手続に類するものと考えられるため、復代理人の代理権は、代理人の死亡によっては、消滅しないものとする。

3. 復代理人が死亡した場合

復代理人が死亡したときは、以後代理人に対し手続を行う。

(改訂 H27. 2)

23—12 P U D T

法人の代表者とその表示

法人は、法令に従い定款、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う（[民 § 34](#)）ものであるが、この権利を主張し義務を履行するために代表者を置き、その事務につき法人を代表するのである。したがって、審判事件においてその当事者が法人である場合には、その審判請求書に当事者の名称及び住所並びに代表者（請求人のみ）の氏名を記載しなければならない（[特 § 131①一](#)、[特施規 § 46①](#)、[実 § 38①一](#)、[実施規 § 23⑫](#)、[意 § 52](#)、[意施規 § 14①](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)、[商施規 § 14](#)）。

なお、代理人により手続を行う場合には、手続書類に代表者の氏名の記載は要しない（[特施規 § 46①](#)、様式 61 の ~~62~~備考 12→様式 2 備考 17、様式 62 備考 ~~912~~→様式 3 備考 11）。

（改訂 ~~R8H27~~. ~~2~~）

23—13 P U D T

代理人の中途受任の手続

1. 審判請求を特許庁に対し行っている途中で代理人を選任した場合又は代理人を変更した場合においては、委任状を添付した代理人選任届等を提出させる（[特施規 § 9 の 2](#)）。
2. 中間書類に委任状（審判に関する一切の件を委任した旨の記載のある場合を含む。）のみを添付して、その代理人により手続がされた場合は、代理人選任届等の提出がなくても当該中間手続（同時に他の中間手続がされている場合には、その中間手続を含む。）に関する限り代理権があるものとして取り扱う。
以後、その代理人が手続をする場合は、[特施規 § 9 の 2](#)の規定による届出をしなければならない。この場合の証明書は、先に提出した証明書の内容に変更がない場合には、当該届出においてその旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができる（[特施規 § 10](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)）。

（→方式審査便覧 02. 24（代理—5））

（改訂 H24. 3）